

# 岡山市PTA協議会会則

## (名 称)

第1条 本会は、岡山市PTA協議会と称す。

## (構 成)

第2条 本会は、岡山市内小学校PTA及び岡山市内中学校、義務教育学校PTAをもって組織し、各単位PTAの会員をもって構成する。

2 岡山市内小学校PTAを単位とした組織として小学校部会を、岡山市内中学校PTAを単位とした組織として中学校部会を置く。

## (目 的)

第3条 本会は、社会福祉教育団体にふさわしい自主運営につとめながら、会員に広く生涯学習の場を提供し、岡山市内各小学校及び中学校、義務教育学校のPTA相互の緊密な連携をはかり、その活動を助け、PTA活動の推進に寄与し、もって児童、生徒の健全な育成と社会文化の向上をはかることを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、講演会等の開催、その他これに類する事業。
- (2) 児童及び生徒の教育福祉の増進に関する事業。
- (3) 教育の振興と教育的環境整備に関する事業。
- (4) 会員及び児童、生徒の表彰並びに弔慰に関する事業。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業。

## (役 員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。但し再任は妨げない。補欠で選任された者の任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常務理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監 事 2名

## (任 務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常務理事は会長の旨を受け、担当ブロック等の会務を統括する。
- (4) 理事は会長の旨を受け、委員会等の会務を統括する。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。

## (役員選考)

第7条 役員は、別に定める役員選考規則により選考し、総代会の承認により選任する。

## (顧 問)

第8条 本会に顧問を置く事ができる。顧問は会長が役員会の承認を得て委嘱し、会長の諮問に応ずる。

## (会 議)

第9条 本会に以下の会議をおく。本会の会議は各構成員の3分の1以上の出席により成立し、出席者の過半数により決する。ただし、可否同数の時は、会長が決する。

### (1) 総代会

総代会は、岡山市内小中学校、義務教育学校の各単位PTAより選出された5名ずつの代議員をもって構成し、毎年1回以上会長が招集し、本会の役員を選任、

予算、決算、事業、会則改正、その他重要事項を審議する。

(2) 役員会

役員会は、本会の役員をもって構成し、適宜会長が招集し、本会の規則・細則・規定の制定・改正、及び企画運営に関する重要事項を審議する。

(3) 委員会

委員会は、岡山市内小中学校・義務教育学校の各単位PTAより選出された委員で構成し、委員長が適宜招集し、本会の企画運営に関する具体的事項を審議し、役員会もしくは総代会に附する。

(4) 単P会長会

小学校部会、中学校部会は必要に応じて単P会長会を開催することができる。単P会長会は本会を組織する各単位PTAの会長をもって構成し、適宜会長が招集し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

(会 計)

第10条 本会の経費は負担金、事業収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 負担金の額は、5月1日現在の児童・生徒数に職員数を加えた数に以下の金額を乗じた額とする。

岡山市内小中学校・義務教育学校PTA：110円

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会に事務局を設け、事務局を岡山市教育委員会生涯学習課に置く。

2 事務局規定については、別に定める。

(雑 則)

第13条 本会の運営に必要な規則・細則・規定は別に定める。

(会則の改正)

第14条 本会の会則は、総代会の決議により改正することができる。

附 則

この会則は平成17年6月21日より施行する。

この会則は平成21年5月29日より一部改正し施行する。

この会則は平成23年5月21日より一部改正し施行する。

この会則は平成28年5月21日より一部改正し施行する。

この会則は令和4年5月21日より一部改正し施行する。

この会則は令和5年5月20日より一部改正し施行する。